

本庄港の地域的情報（参考）

1. 本庄港の気象・海象の特性

- ・北東から東方向寄りの風浪の影響を受けやすい。

2. 本庄港の港外避難等に関する勧告基準

体制区分	基準	措置内容
第一体制 (荒天準備)	台風等が本庄港に接近し、暴風域(平均風速25m/s以上)が概ね12時間以内に到達すると予想される場合。	(1)在港船舶及び入港する船舶は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できる態勢を整えること。 (2)小型船舶は安全な場所に避難を開始するとともに、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を講ずる。 (3)工事中の船舶は、早急に作業を完了又は中止し、避難準備を整えること。 (4)木材及び岸壁上の作業用資器材等の流出防止措置をとること。 (5)錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨防止のため、見張りを強化し、次の事項に留意すること。 a) 国際VHF(ch16)を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。 b) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。 c) AIS搭載船舶は、AISを常時作動させ、適切な情報を入力すること。
第一体制 (特別荒天準備)	特に勢力の強い台風等(中心付近の最大風速が40m/s以上)が本庄港に接近し、暴風域(平均風速25m/s以上)が概ね24時間以内に到達すると予想される場合。	(1)在港船舶及び入港する船舶は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できる態勢を整えること。 台風の影響の少ない他の地域へ避難する船舶は、十分余裕のある時期に避難を開始すること。 (2)小型船舶は安全な場所に避難を開始するとともに、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を講ずる。 (3)工事中の船舶は、早急に作業を完了又は中止し、避難準備を整えること。 (4)木材及び岸壁上の作業用資器材等の流出防止措置をとること。 (5)錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨防止のため、見張りを強化し、次の事項に留意すること。 a) 国際VHF(ch16)を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。 b) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。 c) AIS搭載船舶は、AISを常時作動させ、適切な情報を入力すること。
第二体制 (避難勧告)	【台風】 台風等が本庄港に接近し、暴風域(平均風速25m/s以上)が概ね6時間以内に到達すると予想される場合。 【低気圧】 暴風警報又は暴風雪警報(陸上において平均風速20m/s以上を予想)が京都府北部(丹後)に発表された場合。	(1)在港船舶の船長は、保船上必要であるときは、港外に避難すること。 (2)在港船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 (3)錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨防止のため、見張りを強化し、次の事項に留意すること。 a) 国際VHF(ch16)を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。 b) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。 c) AIS搭載船舶は、AISを常時作動させること。 d) 直ちに機関を使用できるよう準備を行うこと。
第二体制 (特別避難勧告)	特に勢力の強い台風等(中心付近の最大風速が40m/s以上)が本庄港に接近し、暴風域(平均風速25m/s以上)が概ね12時間以内に到達すると予想される場合。	(1)総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として港外の安全な海域へ避難すること。 総トン数1,000トン以下の在港船舶の船長は、保船上必要であるときは、港外に避難すること。 (2)総トン数1,000トン以下の在港船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 なお、係留避泊する船舶は、増しもやい・機関の準備・定期的な係留状況の確認等の対策を実施すること。 (3)錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨防止のため、見張りを強化し、次の事項に留意すること。 a) 国際VHF(ch16)を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。 b) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。 c) AIS搭載船舶は、AISを常時作動させること。 d) 直ちに機関を使用できるよう準備を行うこと。

3. 参考事項

- ・港内が狭く、錨泊に適さない。

緊急連絡先

宮津海上保安署長

0772-22-0118

各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。